

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（令和7年1月7日付〇〇第〇〇号。以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり、本件処分の違法、不当を主張している。

収入が内妻より多いという理由で児童手当を請求人の口座に振り込んでもらっていた。請求人は5月〇〇日に逮捕され勾留が12月〇〇日まで続いた。その間は本児らを監護していないのだから支給した児童手当を返還しろと要請されたが、その間は内妻が本児らを監護していたので、内妻は児童手当を支給される資格がある。

逮捕直後に内妻が児童手当を受け取るよう申請をするべきだったとの指摘をされたが、逮捕されたら監護していないとみなされ、支給の条件に反するなどということは普通は知らない。また、勾留中長らく接見禁止措置が取られており、8月頃に接見禁止が取れ、内妻とアクリル板越しに話せるようになったものの、面会時間は20分しか与えられておらず、児童手当についての協議をする余裕はなかった。

以上のことから請求人の過失は認められないと考えられ、返還する義務はない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月11日	諮問
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）
令和7年 10月22日	審議（第105回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 児童手当の支給要件について

法4条1項1号は、児童手当は、施設入所等児童以外の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとしている。

そして、同条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母のうち当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとしている。

##### (2) 認定手続について

法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとしている。

また、児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）1条の4第1項は、法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第2号を市町村長に提出することによって行わなければならないとしている。

##### (3) 支給事由の消滅について

法 8 条 2 項は、児童手当の支給について、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

地方自治法 2 4 5 条の 4 に規定する技術的な助言である「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日付府子本第 4 3 0 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（令和 6 年 9 月 3 0 日付こ成環第 2 6 4 号子ども家庭庁成育局長通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。） 2 2 条 1 項は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権で行うことができる場合として、同条 1 号から 7 号までを挙げ、7 号は「その他支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合」としている。

(4) 支給開始の時期について

法 8 条 1 項は、市町村長は、法 7 条で認定した受給資格者に対し児童手当を支給するとし、法 8 条 2 項は、児童手当の支給は、受給資格者が法 7 条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとしている。

法 8 条 3 項は、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 1 5 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとしている。

(5) 文書による通知について

法施行規則 1 0 条は、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は児童手当の受給者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、内妻から児童手当認定請求書が提出された際に、請求人が令和 6 年 8 月〇〇日から継続して勾留されていることを把握し、同日以降は、請求人が本児らを監護しなくなったと認め、同日を消滅日として、請求人の児童手当の支給事由を消滅した旨の本件処分を行ったことが認められる。

児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母に支給するとされており（１・(1)）、児童手当の受給者が勾留等により拘禁されている場合は、児童を監護していないことが明らかであるといえるから、処分庁は、そのような場合にはすみやかに連絡し、必要な手続をするよう案内していたものである。

そうすると、処分庁が「その他支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合」（１・(3)）に該当することを理由に、職権により同日を消滅日として支給事由消滅を行った本件処分は、上記１の法令等の定めにもとってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

なお、児童手当は支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされているところ（同）、本件処分通知書と同時に送付された児童手当過誤払金返還通知書には、過誤払期間が令和６年９月からとされており、同年８月で児童手当を終わらせていることが認められ、この点についても上記１の法令等の定めにもとってなされたものといえることができる。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、請求人が逮捕・勾留されていた間は内妻が本児らを監護していたので、内妻は児童手当を支給される資格がある、処分庁は、逮捕直後に内妻が児童手当を受け取るよう申請をすべきだったと指摘するが、逮捕されたら支給の条件に反するなどとは普通は知らないし、勾留中接見禁止等により内妻と協議する余裕はなかったなどと主張する。

しかし、請求人の主張は、内妻に対して令和６年１２月分から児童手当を支給する旨の別件認定処分に対する不服であり、請求人に対して児童手当支給事由を消滅したとする本件処分の取消理由にはならない。

なお、法８条２項は、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとしており（１・(4)）、内妻が同年１１月２６日に児童手当を申請していることからすれば、別件認定処分は同項の定めにもとって認められ、また、案内文書に「拘禁された」場合の記載があることからすれば、同条３項のやむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合にも該当しない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己